

食と技の展示会埼玉県ブース装飾・運営等業務委託企画提案競技実施要領

食と技の展示会埼玉県ブース装飾・運営等業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

1 委託業務名

食と技の展示会埼玉県ブース装飾・運営等業務委託

2 委託業務の目的及び内容

別添食と技の展示会埼玉県ブース装飾・運営等業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 委託期間

契約日から令和9年3月19日（金）までとする。

4 契約限度額

9,764,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。）を上限とする。

なお、上記金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

5 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、（１）～（９）までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- （１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （２）物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」のうち小分類「催物の企画・運営等関連業務」「催物の会場設営業務」「展示等関連業務」のすべてに登録されていること。
- （３）埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （４）公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- （５）公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- （６）民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- （７）法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

- (8) 仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。
- (9) 令和3年4月以降当該企画提案競技の公募開始日までの間に、国、地方公共団体、民間企業等における類似業務を受託し（再委託も含む）、誠実に履行した実績を有すること（類似業務とは、展示商談会等のイベントにおけるブースの設営、装飾、運営等に関する業務をいう。）。

6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和8年8月 3日(月)	公募開始（HPの公開）
令和8年8月 6日(木) 17時必着	質問票提出期限
令和8年8月12日(水)	質問票回答日（HP掲載）
令和8年8月19日(水) 17時必着	企画提案競技参加申込書提出期限
令和8年8月28日(金) 17時必着	企画提案書等提出期限
令和8年9月 4日(金)	第1次審査（書類審査）
令和8年9月中旬頃	プレゼンテーション審査
令和8年9月24日(木)	契約相手方へ選定結果通知
令和8年9月末	契約締結

7 質問事項の受付及び回答

本件について質問がある場合は、**様式第1号**「食と技の展示会埼玉県ブース装飾・運営等業務委託企画提案競技についての質問票」を提出すること。また、必ず電話による到達確認を行うこと。

(1) 提出期限

令和8年8月6日（木）17時必着

(2) 提出方法

Eメールとする。

質問書メールの件名：質問書提出_埼玉県ブース装飾・運営等業務委託

(3) 提出先

埼玉県 産業労働部 イノベーション創造課 地場産業担当

電話：048-830-3764（直通）

Eメール：a3770-02@pref.saitama.lg.jp

(4) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、県ホームページに掲載する。

なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

(5) 回答掲載

令和8年8月12日（水）までに県ホームページに掲載する。

8 企画提案競技参加申込書の提出

本企画提案競技への参加を希望する場合は、**様式第2号**「食と技の展示会埼玉県ブ

ース装飾・運営等業務委託に係る企画提案競技参加申込書」を提出すること。また、必ず電話による到達確認を行うこと。なお、本申込書は押印不要とする。

(1) 提出期限

令和8年8月19日(水)17時必着

(2) 提出方法

Eメールとする。

申込書メールの件名：企画提案競技参加申込_埼玉県ブース装飾・運営等業務委託

(3) 提出先

埼玉県 産業労働部 イノベーション創造課 地場産業担当

電話：048-830-3764(直通)

Eメール：a3770-02@pref.saitama.lg.jp

9 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和8年8月28日(金)17時必着

(2) 提出方法

以下の「(4) 提出書類」の書類一式を電子データ化し、Eメールで提出すること。
また、必ず電話による到達確認を行うこと。

※電子データ化する際は、文字切れや文字化け等がないか確認すること。

企画提案書等メールの件名：企画提案書等_埼玉県ブース装飾・運営等業務委託

(3) 提出先

埼玉県 産業労働部 イノベーション創造課 地場産業担当

電話：048-830-3764(直通)

Eメール：a3770-02@pref.saitama.lg.jp

(4) 提出書類

ア 食と技の展示会埼玉県ブース装飾・運営等業務委託に係る企画提案書 **様式第3号**

様式第3号を表紙とし以下の内容を添付すること。

○スーパーマーケット・トレードショーの埼玉県ブースイメージ

○スーパーマーケット・トレードショーの埼玉県ブースレイアウト(小間配置、
バックヤード内配置)

○スーパーマーケット・トレードショーのチラシデザインのイメージ

○インターナショナル・ギフト・ショーの埼玉県ブースイメージ

○インターナショナル・ギフト・ショーの埼玉県ブースレイアウト(小間配置、
バックヤード内配置)

○インターナショナル・ギフト・ショーのチラシデザインのイメージ

○展示会当日の実施体制

○業務の実施体制・スケジュール

・業務の全体責任者、各業務の責任者・担当者等

・従事者の氏名、所属、役職、本業務上の役割、経験年数、実績等

- ・ 9 月末を契約日とした場合の本業務の実施スケジュール

○独自提案（任意）

イ 業務実績調書 **様式第 4 号**

「5 参加資格（9）」にある該当業務の受託実績について記載すること。なお、実績が多数ある場合は、本業務との類似性、関係性が高い実績を優先的に、5 項目を限度に記載すること。

ウ 見積書 **様式第 5 号**

見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、本業務全体に係る金額、及びそのうち施設構築に係る金額をそれぞれ記載すること。併せて、仕様書「5 業務内容」を参考に可能な限り詳細な経費を積算した内訳書を添付すること。

エ 会社概要書 **様式第 6 号**

必要事項を記載し、会社の概要が分かるパンフレット等を添付すること。

オ 誓約書 **様式第 7 号**

「5 参加資格」の全てに該当する者であることを誓約するもの。

（5）その他

ア 企画提案書等の提出は、1 者につき 1 提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

エ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

10 契約先候補者の決定方法

（1）審査方法

契約先候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、「食と技の展示会埼玉県ブース装飾・運営等業務委託先選定審査会」（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーションを行い、審査会が提案内容を総合的に審査し、最も評価点が高かった提案者を候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が 1 者のときは、審査会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

（2）プレゼンテーション審査

ア 開催日時・場所

〈日時〉令和 8 年 9 月中旬頃

〈場所〉埼玉県庁産業労働部会議室を予定

※ 参加者に対して日程と開始時間等をEメールで連絡する。

イ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者当たり15分、質疑は1者当たり10分程度とする。

ウ 出席者

1者につき3名以内、主たる説明者は本業務を実施する際の運営責任予定者とする。ただし、本業務に従事する予定で、かつ提案内容について十分に把握している者であれば、運営責任予定者以外が主たる説明者でもかまわない。

エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとし、パソコンの持ち込みも可能とする。

(3) 第1次審査（書類審査）

応募者が5者以上の場合は、企画提案書及びその他提出書類による第一次審査（書類審査）を実施し、第1次審査を通過した者（4者程度）のみプレゼンテーション審査を行う。

なお、第1次審査の結果（未実施含む）は、応募者全員にEメールで通知する。

(4) 審査基準

審査項目、審査の視点は概ね下記のとおりとする。

区分	審査項目	審査の視点
企画提案内容	ブースの装飾	・ 埼玉県ブースであることがわかりやすく、インパクトのあるデザインとなっているか。
	小間の配置	・ 出展事業者にとって利用しやすく、バイヤーにとって立ち寄りやすい配置となっているか。 ・ 集客に偏りが出ない様公平性に配慮しているか。
	チラシのデザイン	・ 埼玉県ブースと統一感があり、展示商品が魅力的に掲載され、効果的にPRできるデザインになっているか。
経験・能力、業務の実施体制	業務実績	・ 類似業務の受注実績において、十分な経験・成果を有しているか。
	運営体制	・ 運営に適切な体制、人員配置となっているか。 ・ 従事予定者が本業務に必要な専門性や経験を有しているか。
その他	経費	・ 見積内容の項目や算出根拠は合理的かつ妥当なものであるか。
	独自提案	・ 本業務の目的を達成するために有効な独自提案があるか。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して令和7年9月24日(木)までにEメールで通知する。

11 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合
- (3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

12 企画提案書等の情報公開

契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

13 その他

- (1) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の 100 分の 1 以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

14 問合せ先

埼玉県産業労働部 イノベーション創造課 地場産業担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（本庁舎 4 階）

電話：048-830-3764（直通）

E メール：a3770-02@pref.saitama.lg.jp